

四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の流通促進や空き家の利活用を支援するとともに、若者世帯及び子育て世帯の市内への転入及び定住の促進に資することを目的とし、市長が予算の範囲内で交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 いずれもが40歳未満である婚姻をしている者からなる世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 世帯員で満20歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者及びその者の父母を含む世帯又は世帯員に妊婦を含む世帯をいう。
- (3) 親 若者世帯又は子育て世帯の父母をいう。
- (4) 既存住宅 市内の中古の戸建住宅、長屋、集合住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅のうち、個人が所有し、自己の居住の用途に供する建物をいう。
- (5) 空き家 1年以上居住その他の使用がなされていない、築年数10年以上の建物をいう。
- (6) リフォーム工事 修繕、増築若しくは模様替え又は住宅の機能の向上のために行う補修、改造又は設備の改善のための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する若者世帯又は子育て世帯をいう。

- (1) 補助金の申請日において、次に掲げる住宅のいずれかに継続して居住していること。ただし、ウに該当する場合にあっては、1年以上継続して居住していること。

ア 市内の賃貸住宅

イ 親が所有する市内の住宅

ウ 市外の住宅

- (2) 次のいずれにも該当する既存住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得し、リフォーム工事を行うこと。

ア 昭和56年6月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築された住宅であること

- 又は同年５月３１日以前に同項の規定による建築主事の確認を受けて建築された住宅のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅、耐震改修により耐震性が確保された住宅、四條畷市既存民間木造住宅耐震化促進補助金交付要綱の規定に基づき四條畷市既存民間木造住宅耐震化促進補助金の交付の申込みを行い、耐震性を確保する予定の住宅若しくは本補助金を用いたリフォーム工事により、耐震性を確保する予定の住宅であること。
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域内にない住宅であること。
- ウ 交付申請を行おうとする年の前年の１月１日以降に売買、相続又は贈与により新たに取得した住宅であること。
- エ 差押え、仮押さえ又は仮処分を受けていないこと。
- オ 土地区画整理事業、道路整備事業等による建物移転補償の対象となっていないこと。
- (３) 世帯員のいずれもが、市税を滞納していない世帯であること。
- (４) 世帯員のいずれもが、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申込みを行っていないこと。
- (５) リフォーム工事完了後、完了報告までに補助対象住宅に居住し、補助金の交付を受けた日から１０年以上本市に定住する意思があること。
- (６) 世帯員に四條畷市暴力団排除条例（平成２４年四條畷市条例第１１号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者が含まれていないこと。

(補助対象経費)

第４条 補助の対象となる経費は、補助対象者が自ら居住するために新たに取得した補助対象住宅であって、次に掲げるリフォーム工事に要する経費とする。

- (１) 増築の建築工事
 - (２) 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
 - (３) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
 - (４) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
 - (５) 電気、ガス等の設備工事
 - (６) トイレ、風呂、キッチン等の改修等の給排水工事
 - (７) その他市長が必要と認める工事
- ２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに要する経費は、補助の対象としない。
- (１) リフォーム工事を行う補助対象住宅と別棟の車庫、物置、納屋その他これらに類する建築物の工事に係る経費

- (2) 敷地造成、門、塀その他の外構の工事に係る経費
 - (3) カーテン、テーブルコンロ、ベッドその他の移動又は取外しが可能な製品の購入及びその設置に係る経費
 - (4) 国、大阪府又は市の耐震改修工事に係る他の補助を受けた場合は、当該補助の対象となった経費
 - (5) その他市長が適当でないと認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、100,000円を補助限度額とする。

2 補助金の算定については、補助限度額又は第4条第1項に定める補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、補助金総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 次の各号に掲げる事項に該当する場合は、補助限度額にそれぞれ当該各号に定める金額を加算する。

- (1) 補助対象住宅が空き家の場合 400,000円
- (2) 補助対象者が申請日直前の10年間のうち、通算5年以上、本市に在住していた場合 200,000円
- (3) 親が継続して1年以上市内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。）している場合 200,000円
- (4) 補助対象者が申請日時点で、第3条第1項のウに該当する場合 100,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、リフォーム工事に着手する前に、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の所有権を証する書類（登記事項証明書等）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類（建築確認済証の写し等）
- (4) 補助対象住宅が、昭和56年5月31日以前に建築された住宅であって、耐震改修済みである場合は、耐震改修済みであることが分かる書類
- (5) 補助対象住宅が空き家の場合、空き家であることが分かる書類（電気、ガス、水道等の閉栓日が分かる書類等）
- (6) 申請日直前の10年間のうち、通算5年以上、本市に在住していた場合、

在住していたことが分かる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

- (7) 親の住民票の写し（親が継続して1年以上市内に居住している場合に限る）
- (8) 戸籍全部事項証明書（親が継続して1年以上市内に居住している場合に限る）
- (9) リフォーム工事の内容が分かる書類（工程表、施工箇所、現況写真、リフォーム後のイメージ図及び設備機器のカタログの写し等）
- (10) リフォーム工事に要する経費に係る見積明細書の写し
- (11) 申請者のほかに補助対象住宅の所有者がいる場合は、その全員の同意書
- (12) 申請者以外の者が申請手続をする場合は、委任状
- (13) 世帯員全員分の市税の非課税証明書及び完納証明書等
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、6月4日から12月28日までに行わなければならない。なお、令和7年度以降は、各年度の4月1日から12月28日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項前段の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

（リフォーム工事の着手）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受け取った日から速やかにリフォーム工事に着手するものとし、当該リフォーム工事に着手したときは、直ちに四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム工事着手届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（申請事項の変更）

第9条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、リフォーム工事の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム工事内容変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付

し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費内訳明細書

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム工事内容変更承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（リフォーム工事の中止）

第10条 補助決定者は、事情によりリフォーム工事を中止しようとするときは、速やかに四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム工事中止届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による中止があったときは、第7条第1項の規定による当該補助金の交付決定は取り消されたものとみなす。

（完了報告）

第11条 補助決定者は、リフォーム工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（交付申請後に、補助対象住宅に転居した場合に限る。）

- (2) リフォーム工事完了後の写真

- (3) リフォーム工事費内訳明細書の写し

- (4) リフォーム工事請負契約書の写し

- (5) リフォーム工事に要した費用の領収書の写し

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、リフォーム工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、四條畷市若者

世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金請求書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に当該通知に定める補助金確定額を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- （2） 補助金を交付の目的以外で使用したとき
- （3） 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき
- （4） この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき
- （5） リフォーム工事の遂行の見込みがないとき
- （6） 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、四條畷市若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（指導及び助言）

第16条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るために、補助決定者に対し、必要な報告を求め、指導及び助言することができる。

（その他必要な事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。

本要綱の施行前に着手された事案については、旧要綱に基づき処理するものとする。